

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から45年3月まで

申立期間当時は、両親と妹と同居しており、私の国民年金は父親が加入手続きし、結婚後も申立期間の国民年金保険料は父親が納付してくれていたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の家族には、申立期間について国民年金保険料に未納が無く、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人の父親の納付意識は高かったことがうかがわれ、納付意識の高かった申立人の父親が、申立人の10か月分の国民年金保険料を納付していなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から45年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

申立期間①当時は、A町で両親及び兄と同居しており、母親が、私の国民年金への加入手続や保険料を納付してくれたはずなので、両親には未納が無いのに、私だけ申立期間①が未納とされていることに納得できない。

また、申立期間②は、婚姻後の期間であり、夫の両親と一緒に、B町農業協同組合（現在は、C農業協同組合）の組合員勘定から国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間②の保険料の納付が免除されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の母親も記憶が定かでないとしているところから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が明らかでない。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年5月12日に払い出されていたことが確認できるが、申立期間①当時に申立人と同居し、その前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の加入手続以前の44年9月ごろに国民年金に加入手続していたものと推察される申立人の兄も、申立期間①を含む43年5月から45年3月までの期間の国民年金保険料は未納である。

一方、申立期間②は、申立人とその夫のいずれも保険料の納付が免除されているが、社会保険庁及びB町が保管する申立期間当時の申立人の納付記録には、申立期間②の保険料の納付を免除されていた記録は確認できない上、申立期間②前後の期間は納付済みであり、この3か月のみ免除とされているのは不自然である。

加えて、免除申請は世帯ごとに行われるのが一般的であるが、社会保険庁の記録によれば、申立人と同居していた申立人の義母は、申立期間②の国民年金保険料を未納とされている上、年度内の被保険者期間の一部に限り未納又は保険料の納付が免除されている場合に社会保険庁が整備することとしている特殊台帳が存在しておらず、申立期間②を含む昭和48年度がすべて納付済みであった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで
昭和55年ごろ、役場から、申立期間について国民年金保険料に未納があると電話で連絡があり、妻が役場で説明を受けたと記憶している。
申立期間の国民年金保険料は、後日送付された納付書により妻が金融機関の窓口で何回かに分けて納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得日から、昭和51年10月ごろに払い出され、資格取得日を20歳到達時まで遡^{さかのぼ}ったものと推察され、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

しかし、社会保険庁の記録によれば、申立人が昭和51年10月に加入手続したとすれば、その時点では時効により納付できない期間の納付記録が存在しており、申立人はこの期間の国民年金保険料を特例納付により納付していたものと推察されるが、その一方で、社会保険庁は、申立人について、特例納付により国民年金保険料を遡^{さかのぼ}って納付した場合に整備することとしている特殊台帳を整備していないことから、社会保険庁における申立人の納付記録の管理に不手際があったものと推認される。

加えて、申立人が記憶する納付時期である昭和55年ごろは特例納付を実施しており、申立期間の国民年金保険料の納付に関する申立人の妻の供述は具体的であり、当時の保険料の納付方法と符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年2月まで

妻が20歳に到達する45年11月ごろに、市役所から、国民年金の加入勧奨の通知を受け取ったことを覚えており、その後、妻が市役所支所で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと記憶している。

また、10年ほど前に、妻が支所に行き、夫婦の年金記録を調べてもらった際、応対した男性職員から夫婦二人分の納付記録が記載された資料を受け取り、現在もこの資料を所持しているが、私の資料は、申立期間の国民年金保険料が納付された記録となっているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の妻の記憶も曖昧であることから、国民年金の加入状況及び納付状況が明らかでない。

また、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は連番であり、その前後の記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得日から、昭和47年3月24日に夫婦が同時に国民年金に加入手続したものと推察され、市が保管する申立人夫婦の年金記録により、申立人とその妻の納付年月日は、申立期間以降の47年3月から50年12月までおおむね一致していることが確認できることから、申立人とその妻は、47年3月に、夫婦同時に国民年金に加入手続し、その後の夫婦二人分の国民年金保険料を同時に納付していたものと推察される。

さらに、申立人が所持する申立期間の納付が確認できるとする資料は、市の嘱託徴収員が被保険者への説明用に作成していた資料であることが

確認できるが、申立人と同時に支所で当該資料を受け取ったとする申立人の妻は、妻自身の資料は昭和 47 年からの納付であると供述しており、この供述は同市が保管する納付記録と符合する上、申立人について、同市の納付記録が訂正された形跡も無いことから、当該資料の作成者が、申立人の納付記録を誤って転記していた可能性を否定できない。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

国民年金には、農業協同組合の営農指導員に勧められて加入し、国民年金保険料は、私が昭和46年1月から加入している農業者年金の保険料と一緒に、同農協の組合員勘定から引き落としされていたはずであり、農業者年金加入期間の農業者年金の保険料はすべて納付済みであるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いほか、申立人は、国民年金加入手続をいつ、どこで、だれが行ったのか記憶に無いとしている上、申立人に加入手続を勧めたとする人物が営農指導を担当するようになったのは昭和47年度以降であることから、申立人が申立期間当時に国民年金に加入した状況はうかがわれない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年12月21日に払い出され、資格取得日を遡^{さかのぼ}ったものと推察されることから、この時点で申立人が国民年金に加入手続していたとすれば、申立期間のうち、45年4月から同年9月までの国民年金保険料は既に時効により納付できず、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、当該管内の農業協同組合では、組合員勘定から過年度保険料を収納していなかったことから、農協においても申立期間の保険料を47年12月の時点で収納することはできなかつたものと推察される。

加えて、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金被保険者の資格取得年月日が昭和45年4月1日とされたのは、年金裁定請求後の平成18年11月22日であることが確認でき、それ以前は、申立人の20歳到達時である昭和41年A月B日を資格取得日としていたことから、申立人の、45年4月から国民年金保険料を納付していたとする主張と一致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年7月までの期間及び45年3月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年1月から43年7月まで
② 昭和45年3月から47年3月まで

国民年金には、昭和36年ごろに、妻がA町役場で夫婦二人分の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

その後、B市へ転居し、申立期間①当時はC事業所を、申立期間②である昭和45年3月からはD事業所を経営していたが、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、従業員には国民年金と国民健康保険に加入するように説明していたはずであり、これまでに未納の通知を受け取った記憶も無いので、経営者である私自身の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立期間当時、申立人の妻は被用者年金の被保険者であったことから、申立人は国民年金の強制加入対象ではなく、申立期間当時から国民年金被保険者資格を世帯管理していたB市では、申立人に対し未納の通知は行わなかったものと推察される。

また、申立期間②については、昭和45年3月の創業当時から従業員であったとする者のうち、申立人の長女を含む3名の従業員が、申立期間当時は国民年金に未加入であったことが確認できるほか、国民年金に加入していた2名の従業員も国民年金制度発足当時から加入しており、申立人からの説明を契機に国民年金に加入した状況はうかがえない。

さらに、申立人は昭和41年5月にA町からB市に転入しているが、50年ごろに作成された社会保険庁の記録によれば、申立人の住所地はA町とされており、申立人が、このころまで国民年金の住所変更手続を行っ

ていなかったとすれば、申立人は申立期間の国民年金保険料をB市で納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。